

定例監査の結果

1 監査の期間

平成30年 4月 3日から平成30年 4月 17日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

危機管理局危機管理課

(2) 対象期間

平成29年 4月 1日から平成30年 2月 28日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

以下に掲げるとおり改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

危機管理課

ア 契約事務において、下記のとおり不備が見受けられた。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

(ア) 契約書に「別添西尾市物品等供給契約約款により契約を締結し」となっているが、約款が添付されていないものが散見された。

(イ) 校区自主防災会連絡協議会防災訓練の請書に貼付の必要のない印紙を貼付していた。

(ウ) 監督職員、検査職員が任命されていないものがあった。

(エ) 1つの契約に対し、検査調書を2枚作成しているものがあった。

イ 臨時職員の賃金の支給事務において、交通費の支給が不足しているものがあった。支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。

ウ 職員の週休日の勤務において、休憩時間が与えられていないものがあった。労働時間が8時間を超える場合には少なくとも1時間の休憩を与える必要があるため、労働基準法第34条の規定により適切な労務管理をされたい。

エ 西尾市防犯灯設置費補助金において、補助事業等実績報告書の提出が事業の完了した日から30日を超えているものが散見された。事務の執行にあたっては、基本的な事務の取扱いを十分確認し、法令等を遵守した事務を遂行されたい。

オ 南海トラフ地震等対策事業費補助金について、交付決定時に調定していなかった。
西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。